事務所だより

第143号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所

京都市伏見区

労働時間認定に係る参考事例集の公開

　厚生労働省は、過労死等の労災請求事案が増加傾向を示す中、適切な労働時間認定と迅速な労災認定を推進することを目的として、「労働時間の認定に係る質疑応答・参考事例集」を作成し、都道府県労働局労災保険課長に通知しました。

　参考事例として14個の質疑応答と7つの参考事例が収録されています。質疑応答では、具体的な考え方と併せて、参考となる判例・労働保険審査会裁決も示されています。全体で193ページと比較的ボリュームがありますので、実務で比較的多くご質問いただく事例を2件抽出して掲載いたします。

（問）
　自己申告をした終業時刻からかい離した時刻に事業場を退社した記録があるが、どちらの時間を終業時刻と評価すればよいか。

（答）
　労働時間管理に自己申告制を採用し、実際に労働した時間よりも過少に労働時間を申告している場合やタイムカード等を打刻した後に継続して労働している場合、労働時間を全く把握していない場合等使用者が適正に労働時間を管理していなかったため、被災労働者の実際の労働時間が適正に把握されていない場合があるが、このような場合にも、被災労働者の労働時間を可能な限り適切に把握し、評価する必要がある。

　また、使用者の指示により、業務終了後の業務により関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間は、労働時間に該当すること。（参照：平成29年1月20日付け基発0120第3号別添「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」）

（問）
　請求人が休憩中も電話が鳴れば対応しなければならなかったと主張しているが、このような休憩の場合、労働時間に該当するか。

（答）
　休憩時間とは、単に作業に従事しないいわゆる手待時間は含まず、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間をいう。

　休憩時間と手待時間との相違は、使用者の指揮命令の下にあるか否か、換言すれば、労働者の時間の自由利用が保障されているか否かにあるといえる。例えば、休憩中に電話や来客があった場合には適宜これに対応することが要求されているような場合には、労働から離れることを保障されているとはいえないことから、仮に電話や来客がなかったとしても、労働時間に該当する。

　同様に、顧客が途切れた時に適宜休憩しても良いというものは、現に顧客が来店した場合に即時に業務に従事しなければならないものであることから、労働から離れることを保障した休憩時間には該当しない。

　一方で、休憩時間中に外出等を行うことが自由であり、電話や来客の対応を義務付けられていなかった場合には、当該時間は休憩時間に該当する。ただし、そのような休憩時間であったとしても、実際に顧客の対応を行うことを余儀なくされたような場合には、当該対応に要した時間は労働時間に該当する。

アウトソーシングしてみませんか？

≪各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。≫

給与計算代行
毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行＋社会保険関係手続
給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行＋顧問契約
給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

食品衛生月間

特に夏期は、例年、腸管出血性大腸菌やぶどう球菌といった細菌による食中毒が多く発生し、大規模な食中毒事例がしばしば報告されていることから、厚生労働省は8月を食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生に対する考えを普及・啓発推進しています。

実施期間
令和３年８月１日（日）から同月31日（火）までの１か月間

実施目的
食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図ることを目的とする。

８月の労務手続 ［提出先・納付先］

10日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）　［公共職業安定所］

８月31日
○健保・厚年保険料の納付　［郵便局または銀行］
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出　［年金事務所］
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出　［公共職業安定所］
○外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者ではない労働者）　［公共職業安定所］

基本手当日額等の変更

令和3年8月１日より雇用保険の基本手当日額等が変更されました。
今回の変更は、令和２年度の平均給与額が令和元年度と比べて約１．２２％下落したことに伴うものです。詳細は、次のとおりです。

①　基本手当の上限額と下限額
(1) 基本手当の日額の上限額

６０歳から６４歳	７，１８６円	→	７，０９６円	(−９０円)
４５歳から５９歳	８，３７０円	→	８，２６５円	(−１０５円)
３０歳から４４歳	７，６０５円	→	７，５１０円	(−９５円)
２９歳以下	６，８４５円	→	６，７６０円	(−８５円)

(2) 基本手当の下限額

全年齢	２，０５９円	→	２，０６１円	(+2円)

（いずれも年齢は、受給資格に係る離職の日における年齢です。）

②　高年齢雇用継続給付の支給限度額と最低限度額
・支給限度額　３６５，０５５円　→　３６０，５８４円
・最低限度額　　２，０５９円　→　　２，０６１円

③　６０歳到達時等の賃金月額
・上限額　４７９，１００円　→　４７３，１００円
・下限額　　７７，２２０円　→　　７７，３１０円

編集後記

中央最低賃金審議会が示した今年度の引上げ額の目安では、全国加重平均は28円となりました。
京都府の場合は最低賃金が937円になると見込まれます。（きん）

藤田社会保険労務士事務所
〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail：
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com